

定 款

食肉生產技術研究組合

定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の協同による肉畜のと畜解体処理工程、食肉等(副産物を含む。)の処理加工工程及び関連工程の機械設備等並びに関連技術(以下「食肉処理機械等」という。)に関する試験研究その他組合員の技術水準の向上を図るための事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、食肉生産技術研究組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 本組合の公告は、事務所の掲示場に掲示し、かつ、必要と認められる場合は官報に記載する。

(規約)

第5条 本組合の運営に必要な事項は、本定款に定めるほか、規定で定める。

第2章 事 業

(事業)

第6条 本組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員のために、食肉処理機械等に関する試験研究を実施すること。
- (2) 組合員のために、前号の事業の成果を管理すること。
- (3) 組合員に対する技術指導を行うこと。
- (4) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- (5) 前各号の事業に附帯する事業。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第7条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一つの要件を備える法人とする。

- (1) 食肉処理機械等の製造業を行うこと。
- (2) 食肉処理機械等の販売業を行うこと。
- (3) 食肉処理機械等を利用すること。
- (4) 食肉処理機械等に関する試験研究を行うこと。

(加入)

第8条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申し込みのあったときは、総会においてその諾否を決する。
3. 本組合は、総会が前項の諾否を決したときは、諾否の結果を申込者に通知する。

(脱退)

第9条 組合員は、90日前までに脱退する旨を書面で予告し、事業年度の終わりにおいて本組合から脱退することができる。

(除名)

第10条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

- (1) 賦課された費用の納付その他組合に対する義務を怠った者
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした者
- (3) 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした者
- (4) 本組合の秘密を漏洩等の不正行為をした者

(費用の賦課)

第11条 本組合は、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2. 前項の費用の賦課割合は、各組合員が第6条第1号の事業を行う範囲、当該事業の成果を利用しようとする分量、その他事情を考慮して総会の議決により定める。
3. 第1項の徴収の時期はその他必要な事項は、規約で定める。

(届け出)

第12条 組合員は、その名称、住所その他規約に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく本組合に届け出なくてはならない。

(事業成果の帰属)

第13条 本試験研究により得た特許成果の帰属は組合に属する。

2. 組合員、役員、顧問及び職員は、本組合が行った研究に成果を、本組合の承諾なく他に漏らしてはならない。

(資料の提出)

第14条 組合員は、その分担する試験研究に関し、政府に提出するべく報告書、申請書その他必要な資料について、本組合に速やかに提出しなければならない。

第4章 役員、顧問及び職員

(定 数)

第15条 本組合に次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上10名以下
- (2) 監事 1名

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠のための選任は監事の全員が任期満了前に退任したときに、新たに選任された理事又は監事の任期は前項による。

(員外理事)

第17条 理事のうち、組合員又は組合員の法人の役員出ない者は、3名以内とする。

(理事長、専務理事及び常務理事)

第18条 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2. 理事長は本組合を代表し、本組合の常務を執行する。
- 3. 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故あるときはその職務を執行する。
- 4. 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本組合の業務を執行し、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときはその職務を執行する。
- 5. 理事長、専務理事及び常務理事が、ともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1名を定める。

(監 事)

第19条 監事は、会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に

対し会計に関する報告を求めることができる。

(選　　挙)

第20条 役員は、総会において無記名投票により選出する。ただし、総会出席者中に異議がないときは指名推薦の方法によることができる。

(報　　酬)

第21条 役員に対する報酬は総会において定める。

(顧　　問)

第22条 本組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職　　員)

第23条 本組合の業務遂行に必要な職員を置くことができる。

2. 職員の選任、解任、給与その他必要な事項は、理事会において決する。

第5章　総　　会

(招　　集)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎度事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要あるときは何時でも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

理事長に事故があるときは、専務理事がこれを招集する。

(招集手続)

第25条 総会の招集は、会日の10日前までに総会の目的及びその内容並びに開催の日時及び場所を書面により、組合員に通知しなければならない。

(書面又は代理人による議決権等の行使)

第26条 組合員は、総会の議決事項について、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合は、その組合員の役員もしくは使用人または他の組合員でなければ代理となることはできない。

2. 前項により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3. 代理人は、総会の開会前に代理権を証する書面を、本組合に提出しなければならない。

(議 決)

第27条 総会の議決は、第30条各号に掲げる事項を除いて組合員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(議 長)

第28条 総会の議長は、総会において出席組合員のうちからこれを選任する。

(議決事項)

第29条 次の事項については、総会において出席組合員の議決を経なければならぬ。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (4) 每事業年度の収支決算及び損益の処理
- (5) 費用の賦課及び徴収の方法
- (6) 組合員の加入及び除名
- (7) その他理事会が必要と認める事項

(特別の議決)

第30条 次の事項は、組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 試験研究の実施計画の設定又は変更
- (3) 解散又は合併
- (4) 組合員の除名
- (5) 事業全部の譲渡
- (6) 新設合併における設立委員の選任

(議事録)

第31条 総会の議事録を作成し、本組合に保存するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 組合員数及び出席組合員名

- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決結果(可否の別)

第6章 理 事 会

(理事会)

第32条 本組合の業務の執行は、理事会が決定する、

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故があるときは専務理事がこれを招集する。

2. 理事会の招集は、会日の5日前までに、日時、場所及び議題を書面により、各理事に通知しなければならない。ただし理事会全員の同意がある場合はこの限りではない。
3. 理事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議 決)

第34条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(議長及び議事録)

第35条 理事会においては、理事長がその議長となる。理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。

2. 理事会の議事について、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した理事が署名しこれを本組合に保存する。

第7章 委 員 会

(委員会)

第36条 本組合の事業の執行に関し、理事長の諮問機関として委員会をおく。

2. 委員会の組織及び運営に関する事項は、規約に定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第37条 本組合の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(損失の処理)

第38条 損失の処理の方法は、事業年度ごとに総会において定める。

(延滞金)

第39条 本組合は、組合員が本組合に対する賦課金の納入等金銭債務を履行しないときは、その期限の到来の日から履行日まで、年利 10.95% の延滞金を徴収することができる。

第9章 解 散

(解 散)

第40条 本組合は、次の事由により解散する。

- (1) 第30条第3号の決議があつたとき。
- (2) 破産の宣告があつたとき。
- (3) 鉱工業技術研究組合法(昭和36年・法律第81号)第16条において準備する中小企業等共同組合法(昭和24年・法律第181号)第106条第2号の規定による解散命令があつたとき。

第10章 雜 則

(残余財産の処分)

第41条 本組合の解散後の残余財産の処分については、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、工業所有権の処分については、発明考案取扱規程に定めるところによる。

第11章 附 則

第42条 創立総会で選任された役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず第1回通常総会までとする。

第43条 本組合の最初の事業年度は、設立の日から平成5年3月31日までとする。

附 則

本定款は、第40条の改正後平成19年4月1日より施行する。